

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第 16 回）

令和 5 年 10 月 31 日

【橘国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第16回を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。また、本委員会の御就任につきまして御快諾いただき、誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課国土調査企画官の橘でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議はウェブ会議併用での開催となります。会議の傍聴を御希望された方も、ウェブにてお聞きいただいておりますこと、御承知おきください。

通信トラブル等がもしありましたら、何とぞ御容赦いただきますようお願い申し上げます。

それではまず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、資料 1 から 4 まで、参考資料 1 から 6 まででございます。もし不足、不備等がございましたら、事務局にお申し付けいただければと存じます。

また、資料については画面でも表示いたしますので、画面上での不備等がございましたら、チャット機能にて事務局にお申し付けください。会場で御出席いただいている委員におかれましては、御発言いただく際には挙手いただきましたら、マイクをお渡しいたします。

ウェブで御参加の委員におかれましては、御発言の際は手挙げ機能を活用いただき、委員長からの指名がありましたら、マイク機能をオンにしてから御発言ください。なお、マイク機能のオン、オフを御発言の都度お願いいたします。

本委員会の議事につきましては公開としますが、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきます。なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第 2、委員の紹介に移ります。本委員会は通算で16回目となりますが、第7次国土調査事業十箇年計画の見直しに向けた検討につきましては今回が第1回目でありまし

て、今回から新たに御就任いただきました委員もいらっしゃいますので、まず委員の御紹介をさせていただきます。

まず、会場に御出席いただいている委員から、お手元にございます委員名簿順に御紹介いたします。

土地家屋調査士でいらっしゃいます石野芳治委員でございます。

【石野委員】 石野です。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 駒澤大学法学部政治学科教授でいらっしゃいます内海麻利委員でございます。

【内海委員】 内海でございます。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 測量士でいらっしゃいます小野恵委員でございます。

【小野委員】 小野でございます。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 司法書士でいらっしゃいます金親均委員でございます。

【金親委員】 金親でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 栃木県森林組合連合会代表理事専務でいらっしゃいます佐橋正美委員でございます。

【佐橋委員】 佐橋です。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 測量士でいらっしゃいます千葉二委員でございます。

【千葉委員】 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 埼玉県企画財政部地域経営局長でいらっしゃいます仲山良二委員でございます。

【仲山委員】 仲山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【橘国土調査企画官】 国士舘大学法学部法律学科教授でいらっしゃいます藤卷梓委員でございます。

【藤卷（梓）委員】 藤卷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 森ビル株式会社顧問でいらっしゃいます藤卷慎一委員でございます。

【藤卷（慎）委員】 2人目の藤卷でございます。よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 東京大学大学院工学系研究科教授でいらっしゃいます布施孝志委員でございます。

【布施委員】 布施でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 委員の皆様には事前に御了解いただいておりますとおり、布施委員には本委員会の委員長をお願いしております。

公益財団法人東京財団政策研究所研究員兼研究部門主任でいらっしゃいます吉原祥子委員でございます。

【吉原委員】 吉原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 次に、オンラインで御出席の委員を御紹介いたします。

三重県津市長でいらっしゃいます前葉泰幸委員でございます。

【前葉委員】（オンライン） 前葉でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

【橘国土調査企画官】 よろしく願いいたします。以上の合計12名の方々で本日の審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

また、委員につきましては、このほか香川大学創造工学部特命准教授でいらっしゃいます磯打千雅子委員、早稲田大学教育学部教授でいらっしゃいます久保純子委員が任命されております。

磯打委員におかれましては、御都合がつけば途中からオンラインで御参加いただけると連絡をいただいております。

久保委員におかれましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの課長以上の出席者を紹介させていただきます。

大臣官房土地政策審議官の中田でございます。

【中田土地政策審議官】 中田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 不動産・建設経済局次長の川野でございます。

【川野不動産・建設経済局次長】 川野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 大臣官房参事官の遠山でございます。

【遠山大臣官房参事官】 遠山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 不動産・建設経済局土地政策課長の高山でございます。

【高山土地政策課長】 高山と申します。よろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 不動産・建設経済局地籍整備課長の實井でございます。

【實井地籍整備課長】 實井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 その他の省庁側の出席者につきましては、配付しております座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

なお、中田土地政策審議官、高山土地政策課長は、11時半頃に所用のため退出させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】　続きます、次第3としまして、議事に先立ち、中田土地政策審議官より御挨拶申し上げます。

【中田土地政策審議官】　おはようございます。国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、本委員会の委員の御就任について御快諾を賜り、また本日は大変御多忙のところ、こうして会場にお越しいただき、またオンラインで前葉市長さんにも御出席賜り、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

国土調査につきましては、皆様御承知のとおりかと思いますが、土地と水に関する最も基礎的な情報を国として整備するものでございまして、現在は令和2年度を初年度といたします第7次国土調査事業十箇年計画に基づきまして、事業を進めております。本委員会におきましては、この計画において記載されております今後の社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年にその実施状況を検証するとともに、当該検証を踏まえ、必要に応じて見直しするものとする計画で書かれていることを踏まえまして開催させていただくということでございます。

国土調査につきましては、大きくは地籍調査、土地分類調査、水調査に分かれますけれども、中でも地籍調査については、国土に関する最も基礎的な情報を整備するものとしまして、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、それから社会資本整備、まちづくりの効率化といったことなどに大きく寄与するものでございまして、適正な土地利用の観点からも、私どもとしても極めて重要な役割を担っていると思っております、しっかり進めていかなければならないと考えております。

第7次の計画を策定して以降、所有者不明土地法、民事基本法制の改正、地理空間情報に係る推進施策の加速化、測量技術の進展など、地籍調査を巡る状況も大きく変化しつつございます。また、計画の策定と併せまして措置いたしました改正国土調査法に基づく新たな調査手続や効率的な調査手法、ドローンや車載写真レーザ測量、いろんな新技術も出て、地方公共団体等でいろいろ活用をお願いしているところでございますけれども、さらなる活用

に向けました課題やニーズについて、最近いろいろお聞きすることも多くなってございますので、どうかそういった点から、いろいろな見直しを進めていきたいと考えております。

今次の十箇年計画からは、優先実施地域におきます進捗率を指標として導入し、特に優先度の高い地域から地籍調査を実施するという事に努めてまいりましたがけれども、都市部、山間部を中心にまだ進捗が芳しくないといったところもございます。さらに、土地分類調査におきましては、土地の安全性、災害リスクなどの把握に必要な調査ということで、今後、調査の効率化、利活用の促進というのが課題となっているところでございます。

いろいろな課題を抱えている中、中間見直しということで、こうして先生方にお集まりいただき、専門的な見地から御議論をしっかりと賜って、私どもとして改善すべきものを早急に改善に取り組みたいと思います。本委員会におきましては、こうした国土調査の現状、近年の動向、課題、ニーズなどを踏まえまして、十箇年計画の後半を迎えるに当たり、国土調査のさらなる加速化に向けた見直しの方向性について御議論を賜りたいと考えてございます。

本日、私のほうは議連の対応ということで大変申し訳ないですが、11時半ぐらいに退出をさせていただくこととなりますが、どうか専門家の皆さん、そして、いろいろな知見を積み重ねてこられた委員の皆様方に忌憚のない御意見、そして御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【橘国土調査企画官】 それでは、これより次第4の議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

これからは布施委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。布施委員長、よろしく願いいたします。

【布施委員長】 はい、承知いたしました。委員長を拝命しました布施と申します。どうぞよろしく願いいたします。

円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、ぜひとも皆様の御協力のほど、何とぞよろしく願いいたします。

本日は、次第を見ていただきますと、議事のところで、(1)(2)(3)とありますが、まずは地籍整備関係と土地分類調査関係の説明を事務局よりいただき、最後に皆様からの御意見

を賜りたいと思っておりますので、しっかりと後半部分で時間を取りたいと思っております。

先ほど事務局からお話がありましたが、今回、通算で16回目ということになりますが、さきの委員会では、もう5年前になりますか、平成30年のときに開催されまして、そのときは次期国土調査事業十箇年計画、現行の第7次国土調査事業十箇年計画及び国土調査法の改正、その方向性を議論したという経緯がございます。それも参考にさせていただきまして、現行の第7次国土調査事業十箇年計画が進んでいるわけですけれども、来年度、中間年を迎えるということで、そこに関しまして現在の進捗報告確認、あるいは今後どうしていくのかということに関して皆様から御意見を賜ればと思っております。

【布施委員長】 それでは、その中で今回は地籍整備関係としまして地籍整備の現状、そして地籍整備の概要と第7次十箇年計画での取組状況を、それから第7次国土調査事業十箇年計画中間見直しに向けた検討として、本委員会における地籍整備に関する検討事項について、まずは事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【實井地籍整備課長】 地籍整備課の實井でございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、国土調査の概要につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料1の1ページを御覧ください。

国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づきまして、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するもので、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができます。現在、第7次国土調査事業十箇年計画のもとで実施しているのは、地籍調査関係と土地分類調査関係でございますので、本委員会におきましては、この2項目につきまして御検討いただくものでございます。

それでは、地籍整備の現状についての御説明に移らせていただきたいと思います。

資料1の3ページをお願いいたします。

地籍調査の概要でございますが、国土調査法に基づき、主に市町村が実施しており、土地の境界や面積などを調査するもので、その成果は登記所にも送付され、登記簿が修正され、登記所備付地図となるものでございます。

中段の図を御覧ください。左側の図が主に地租改正に伴って明治中頃までに作成されたもので、正確性に欠けたものとなっております。地籍調査では、土地の所有者に境界を確認

していただき、測量を行うことで、右側にありますような正確な図面を作成するものでございます。

地籍調査は、主な効果といたしまして、下段の左側にありますように、災害発生時の早期復旧・復興や、中段にあります公共事業の円滑化などの実績がございます。

4 ページは地籍調査の具体的な流れを示した絵になります。まず左上から始まって右のほうに時計回りに流れていくものになりまして、実施主体から地域の住民の皆様の説明を行った後、土地の土地所有者等によりまして、土地の境界につきまして立会を行って確認していただきます。その後、調査を行った後、測量、地籍図などを作成し、その成果を中央下にありますような形で、また土地所有者等の方に閲覧をして確認していただくという流れになり、最終的に成果は都道府県が認証し、市町村で公表されます。また、登記所に送付され、登記簿が改められ、地籍図が備え付けられるという流れになってございます。

5 ページは地籍調査と不動産登記の関係を示したものでございます。実施主体であります市町村は、登記所にある公図や登記簿などの情報を基に、地籍調査票や調査図素図というものを作成し、それに基づきまして、先ほど説明させていただきました地籍調査を実施しているところでございます。地籍調査によりまして作成した地籍簿、地籍図は登記所に送られまして、登記所において登記簿の修正、地図としての備え付けが行われるというような流れになってございます。

6 ページは先ほど説明しました登記所で備え付けられている図面の状況でございます。正確な測量に基づいて筆ごとの土地について、その区画と地番を明確にしている不動産登記法第14条1項の地図の割合は約58%となっております。そのうち7割、オレンジ色の薄い部分ですが、これが国土調査による地籍図となっております。

8 ページは第7次国土調査事業十箇年計画の概要でございます。計画には、迅速かつ効率的な実施を図るための措置を位置づけ、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入について記載をしております。そして、地籍調査の円滑化、迅速化を見込んだ事業量として、下段にありますけれども、15,000km²を設定するとともに、進捗率目標として調査対象全体として52%のものを57%に、優先実施地域で79%のものを87%にすることを設定しております。なお、この優先実施地域につきましては、災害などに備えて優先的に地籍調査を実施する地域として実施主体で設定されたものでございまして、土地区画整理事業などにより一定程度土地の境界や面積などが明確になっている地域を除く地域というふうな形になっております。

9ページでございます。第7次国土調査事業十箇年計画に定める計画目標値の4項目につきまして、令和4年度までの実施状況を整理したものでございます。参考の見込みの数値につきましては、令和4年度末までのペースで推移した場合の令和11年度末の推計値となっております。令和4年度末、第7次国土調査事業十箇年計画の3年目までの状況といたしまして、基本調査の部分については順調におおむね推移をしているところでございますけれども、その他の目標値についてはなかなか達成が難しい見込みとなっている状況でございます。

10ページは全国の令和4年度末時点の地籍調査の進捗率でございます。全体の全国の進捗率が52%、優先実施地域の進捗率が80%となっております。上段の表にございますように、都市部と山村部の進捗率が全国の平均より低くなっておりまして、右側に棒グラフが都道府県別でございますが、この都道府県別の進捗についてはかなりばらつきがある状況となっております。都市部を中心に進捗率が低くなっているといった状況が見られます。

11ページでございます。先ほど御覧いただいた都道府県別の棒グラフにつきましては、この国土調査が始まった昭和26年からの毎年の積み重ねの結果という形でございますので、現在の地籍調査への取組状況を把握するために、直近10か年の間での進捗率について整理したものでございます。近年の進捗率の伸びが全国平均で2%となっている中で、和歌山県、徳島県、鳥取県が大きく伸びているというようなものでございまして、和歌山県におきましては、インフラ整備に当たりまして、地籍調査を先行して実施することが事業費の縮減や早期着工、完了につながることを市町村に啓発し、地籍調査の進捗を促されております。徳島県におきましては、南海トラフ地震に備え、防災減災対策関連エリアを重点的に実施されてございます。鳥取県におかれましては、令和2年の制度改正によりまして導入されたりモートセンシングデータを利用した調査を積極的に進められており、このような進捗率が伸びている地域は各県独自の取組の成果が実ったものと考えてございます。

12ページでお示ししている第7次国土調査事業十箇年計画には、下段にありますように、8項目が定められており、各項目の詳細内容につきまして順に説明をさせていただきます。

13ページでございます。まず、現地調査の円滑化・迅速化のために、令和2年度に導入した新たな調査手続について御説明をさせていただきます。赤枠の部分でございますけれども、地籍調査を実施する上で最初の課題となりますのが土地所有者などの確認作業になります。登記簿のみでは土地所有者の探索が困難な場合が多くあったことから、固定資産課税台帳などの利用が可能となりました。黄色枠の部分ですけれども、遠隔地に居住されている

場合や山地など急峻で現地での立会いが困難な場合がございますけれども、図面等を用いて、現地以外の場所で境界を調査する手続を新設いたしました。左下、青枠の部分ですけれども、これまで所有者の所在が不明な場合には、境界が確認できず、筆界未定となっておりますが、筆界案を公告することによるなどして所在不明所有者の確認を得なくても調査を進めることが可能となりました。

最後に、右下、緑枠の部分ですが、境界について所有者間の合意がどうしても得られない場合は、筆界特定制度を活用することができますが、実施主体の市町村が筆界特定を申請することが可能となりました。

14ページは先ほど説明させていただきました新たな調査手続などの活用実績を整理したものでございます。赤枠の固定資産課税台帳などの活用状況といたしましては77%となっております。黄色枠の図面等調査の導入状況といたしましては55%で、郵送による図面等調査を活用していただいております。青枠の筆界等の公告による調査につきましては、所有者不明となった筆の66%で活用されてございます。

最後に右下の緑枠ですが、地方公共団体による筆界特定申請につきましては、申請件数が令和3年から4年にかけて4倍に増加するなど、着実に活用が進んでいる状況となっております。

15ページでございます。都市部における地籍調査の推進についてですが、都市部の課題といたしまして、地価が高い、土地所有者などの権利意識が強い、土地が細分化され、権利関係が複雑といった理由から、土地所有者などによる境界確認が困難な状況にあります。このような中で災害時には道路などのライフラインの復旧が急がれることから、街区を形成する道路と民地との境界を先行的に調査する街区境界調査を令和2年度に新たに導入いたしました。

16ページは街区境界調査の埼玉県川口市の事例でございます。全国に先駆けまして、川口市では、川口駅周辺の中心市街地で取り組まれているものでございます。川口市では、街区境界調査の成果を活用した道路境界確定図や道路台帳のデジタル化、ホームページでの公開などにより行政事務の効率化や住民への行政サービスの充実に取り組まれております。

17ページでございます。街区境界調査の市区町別の実施状況でございますけれども、先ほどの川口市をはじめ、年々取り組まれている市区町の数が増えておりまして、本年度、60市区町で実施が予定をされているという状況でございます。

18ページでございます。山村部における地籍調査の推進について、山村部の課題といたしましては、土地所有者などの高齢化が進む中で山村部、特に山、急峻かつ広大な土地が多いということで、現地での立会いや測量作業が大きな負担となっておりまして、また、現地での調査において事故のリスクも高い環境という状況となっております。このような中で近年の測量技術の進展によりまして、空中写真や航空レーザ測量から得られる高精度なリモートセンシングデータを活用できる環境が整いつつあることから、令和2年度にリモートセンシングデータ活用による新たな手法を導入いたしました。これによりまして、現地立会の負担が軽減され、測量作業も効率化し、山村部における地籍調査の円滑化、迅速化が図られました。

19ページは栃木県の大田原市の事例でございます。航空レーザ測量を実施し、左下にありますような様々な基礎資料、図面といったものを基に筆界案を作成して、中央にありますような集会所で土地所有者などに説明をして、調査を進めたものでございます。リモートセンシング手法を用いた調査として、全国で初めて認証されたものでございます。

20ページでございます。リモートセンシングデータを活用した地籍調査の実施状況といたしまして、先ほどの大田原市をはじめ、年々取り組まれている市町村の数が多くなってございまして、令和5年度は45市町村での実施が予定をされてございます。

21ページは効率的な手法導入推進基本調査の概要でございます。効率的で先進的な調査技術を活用した地籍調査を実施、推進していくために、国の基本調査の中で新技術の基礎的情報を収集、実施主体に提供するもので、活用事例やノウハウの蓄積、普及を図っておるものでございます。現在取り組んでおりますのは、下段の写真にありますような山村部などでの航空機とUAVを組み合わせた航空レーザ測量や、都市部での車載写真レーザ測量などでございます。

22ページは基本調査の実施状況ですけれども、令和2年度以降、都市部でのMMSなどの活用型、山村部でのリモートセンシングデータ活用型を、新たな課題への取組を進めながら全国各地で実施しているというものでございます。

23ページでございます。国土調査法では、国土調査法第19条5項の規定で国土調査以外の測量・調査の成果について、国土交通大臣が指定することで地籍調査の成果と同等に取り扱うことが可能としております。民間事業者などの測量成果を活用することについて、右下にありますような取組をこれまで進めてきたところでございますけれども、令和2年度には

民間事業者などに追加的な手間がかかるといった課題に対応するため、地籍調査を実施する地方公共団体による代行申請制度を創設し、取組を進めているところでございます。

24ページでございます。地籍調査の進捗が遅れている都市部におきましては、民間事業者などの測量成果の活用を特に進めていこうということで、中段の青枠にありますように、地籍整備推進調査費補助金といたしまして、先ほど説明させていただきました国土調査法第19条5項の申請及び6項の市町村による代行申請について、申請に必要な測量・調査に要する経費の支援を行っているものでございます。下段のところに京都府舞鶴市の事例を書いています。初めて19条6項の代行申請が活用された事例でございます。今後、こういった事例の横展開を図ってまいりたいと考えております。

25ページは19条5項指定を受けた面積の状況を整理したものでございます。これまで約12,000km²が指定を受けておりまして、地籍整備全体の約8%を占めております。左側の表に種類別に整理したものがございまして、田畑の区画を整備する圃場整備など、土地改良事業によるものが約9割を占めている状況でございます。

26ページでございます。地籍調査の円滑な実施のためには、関係機関との連携は不可欠となっております。法務局との連携につきましては、左側に整理しておりますけれども、地籍調査の成果が最終的に法務局に送付されることから、市町村と法務局との連携が特に重要でございます。都道府県など関係機関を含めた連絡会議などを定期的で開催するほか、左側の点線囲いにありますように、地籍調査の各段階での連携を図っております。右側の林地での地籍調査の実施に当たっては、林野庁の森林境界明確化活動との連携を図ることで、境界確認という共通の作業について効率化の観点から重要であると考えておりまして、国土交通省、林野庁が連名で各種通知を发出しながら、地籍調査担当部局と林務部局との連携を進めているところでございます。

27ページは地籍調査の重点5分野について整理をしたものでございます。地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、社会資本整備の円滑化を目的とした地籍調査、南海トラフ地震や首都直下地震、土砂災害などに対する防災対策を目的とした地籍調査、都市開発などの活性化につながる都市部の地籍調査、森林施業・保全などを目的とした地籍調査、そして所有者不明土地の発生予防に資する調査の5つの分野について重点的に支援を行うこととしております。

28ページでございます。地籍調査に未着手の市町村、あるいは現在は休止をしている市町村の状況として、下段の棒グラフにありますように、進捗率が低い地域に特に多いような傾

向がございます。それぞれ地域の実情が違うので、そのような地域の状況を踏まえながら、取組事例など整理をしており、対策等を講じているところでございます、徐々にではありますけれども、中段の表にあるとおり、解消に向けた取組が進んでいる状況でございます。

29ページは地籍調査の実施主体である市町村の支援について整理をしたものでございます。第7次国土調査事業十箇年計画の目標を達成するためには、新たな調査手法、調査手続の普及などによる地籍調査の円滑化・迅速化が図られる必要がございます。このため、地籍調査の専門知識を有する地籍アドバイザーや国の職員を派遣するほか、新たな調査手法などに関するマニュアルなどを整備するとともに、地籍調査の効果発現や新たな手続などに関する事例を収集し、情報発信をしているものでございます。また、地籍調査に精通した民間事業者などの法人に対し、地籍調査作業の全般にわたって委託することができる包括委託制度（10条2項制度）についても情報提供を行うなど、実施主体である市町村への支援を実施しているものでございます。

引き続き、第7次国土調査事業十箇年計画中間見直しに向けた検討について御説明をさせていただきます。

資料2の1ページをお願いいたします。

第7次国土調査事業十箇年計画の中間見直しに向けて、地籍調査の制度上の課題や改善点などの要望を把握するため、都道府県や市町村などを対象としたアンケート調査と市町村を訪問させていただきましてヒアリングを行ってまいりました。その結果を10項目に整理をいたしましたので、順次説明をさせていただきたいと思っております。

2ページは所有者等関係情報の活用状況でございますけれども、約8割の市町村で固定資産課税台帳の活用が進んでおります。また、右下囲いにありますように、その他活用したい情報といたしまして、介護保険に関する情報や電気・ガス・水道などの情報といった回答が多く挙げられております。

3ページは土地所有者などの所在が不明な場合の公告による調査の活用状況についてですが、約2割の市町村などが当該手続を活用しているという回答でございました。なお、「検討したが実施に至らなかった」という回答が約1割ございますが、その理由を右下囲いにまとめておりますけれども、筆界を明らかにするための客観的な資料がなかったためといった趣旨の回答が多く挙げられてございました。

4ページは図面等調査の活用状況などについてですが、約4割の市区町村などで図面等を送付する方法または集会所などで図面を示す方法が活用されてございました。なお、図面

等調査で苦勞した点ということでの回答につきましては、「筆界案等の図面や送付資料の準備が大変」でありますとか、「隣接土地所有者等との協議がその場でできない」といった回答が多く挙げられてございます。

5 ページは地方公共団体による筆界特定申請の活用状況などについてですが、「申請したことがある」、「申請に向けて検討している」という回答が得られたのが9%でございます。「検討したが申請に至らなかった」、「申請・検討する予定はない」と多くの市町村が回答されておりますけれども、その理由といたしましては、「筆界特定までに長い時間を要する」といった答えでありますとか、「実施例が少ないために不安がある」といった回答が多く挙げられてございます。

6 ページは現地調査非協力者に対する制度見直し案の活用意向でございますけれども、土地所有者などが通知に反応がなく、現地調査の立会いなどの協力が得られない場合で、かつ、その土地に現地復元性のある地積測量図などの客観的資料がある場合には、筆界案を送付など、一定の手續を得て土地所有者などによる現地立会があったものとみなして調査を進めることができる手續の導入、これについては9割の市区町村等から肯定的な回答をいただいております。なお、右下囲いに主な意見をまとめておりますけれども、制度適用後の土地所有者等との境界紛争リスクを懸念する声も上げられてございました。

7 ページは、オンラインによる筆界確認手法の活用意向として、導入することとした場合の良い点や懸念点についての回答を下段囲いの中で整理させていただいております。良い点といたしましては、「遠隔地に居住していることや高齢などを理由に現地などに来ることができない方でも、映像により現地を確認することが可能である」といった趣旨の回答が多く挙げられております。また、懸念点といたしましては、パソコンやスマートフォンなどの操作に不慣れな方がいる場合は、当該手法の活用は困難ではないかといった趣旨の回答が多く挙げられております。

8 ページは街区境界調査の導入状況等についてですが、8%の市区町村が実施していると回答しております。「検討したが実施に至らなかった」、または「実施・検討する予定はない」と多くの市区町村が回答しておりますが、その理由といたしまして、「費用に対して期待される効果が見込めない」、あるいは「実施例が少ないため不安がある」といった回答が多く挙げられております。

9 ページでは、19条5項指定申請を地方公共団体が測量及び調査を行った者に代わって申請する代行申請を「実施している」または「実施に向けて検討している」と回答した市区

町村は11%となっております。「検討したが実施に至らなかった」または「実施・検討する予定はない」と多くの市区町村で回答がありましたけれども、その理由といたしまして、「制度への理解不足」や「民間測量成果の入手が難しい」といった回答が多く挙げられておりました。促進のためとして、「申請手続の簡素化」、「制度に関する研修・講演会などの開催」などが回答として多く挙げられてございます。

10ページはリモートセンシングデータを活用した調査の導入状況等についてですが、「実施している」、または「実施に向けて検討している」と回答していただいた市区町村は22%となっております。「検討したが実施に至らなかった」、または「実施・検討する予定はない」理由といたしまして、「調査の進め方が分からない」などの回答が多くあり、推進するためといたしまして、「事例集やマニュアルの充実」などが回答として多く挙げられております。

11ページは法務局・林務部局との連携についてですが、法務局との連携では約9割が「連携できている」との回答をいただいております。また、山村部の地籍調査を行っている市区町村のうち、約半分で林務部局との連携をしているとの回答をいただいているところでございます。

最後に12ページでございます。これまでアンケート調査などにつきまして、各項目に分けて整理をし、説明させていただいたところでございますけれども、これら市区町村などからの御意見を踏まえまして、今回、本小委員会において御議論をいただきたい課題といたしまして、以下の4点がございます。

まず1点目といたしまして、「現地調査の円滑化・迅速化」についてでございますけれども、一筆地調査の円滑化や筆界未定減少のため、立会いに非協力な土地所有者がいる場合の対応、オンラインによる筆界確認手法の導入、令和3年民法改正を踏まえた将来的な現地調査のあり方、これらを含め、どのようなことが考えられるか、御意見を伺いたいと考えてございます。

2点目といたしまして、「都市部の地籍調査の推進」についてでございますけれども、都市部における地籍調査の円滑化、迅速化のため、令和2年に導入した街区境界調査や民間測量成果のさらなる活用促進などを含めまして、どのようなことが考えられるか、御意見を伺いたいと考えてございます。

3点目といたしまして、「山村部などの地籍調査の推進」についてですが、山村部などにおける地籍調査の円滑化、迅速化のため、リモートセンシングデータを活用した調査のさら

なる利用拡大を含め、どのようなことが考えられるか、御意見を伺いたいと考えてございます。

4点目といたしまして、「その他の事項」でございますが、地籍調査の促進に向けた新たな計画、次期第8次国土調査事業十箇年計画の方向性につきまして、特に調査が必要な面積をどのようにして把握するか、その仕組みづくりや今後の戦略的な推進方策を含め、どのようなことが考えられるか、御意見を伺いたいと考えてございます。

また、本年1月に登記所備付地図データが一般公開されるなど、地理空間情報のデジタル推進施策が加速化する中、地籍調査の成果である地図情報などのさらなる利活用を促進する観点から、どのようなことが考えられるか、御意見を伺いたいと考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【布施委員長】 御説明ありがとうございます。最初に申し上げましたとおり、(3)の議事におきまして、皆様から御質問、御意見をお受けしたいと思っておりますが、特にここで確認しておくべき事項がございましたら、その点についてのみはお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、また何かございましたら(3)の議事のところで御意見をいただければと思います。

議事の途中ではございますが、次の議事に移る前に、磯打委員がオンラインにて御参加されましたので、こちらは事務局から御紹介いただくことになりますか。

【橘国土調査企画官】 こちらは事務局の地籍整備課の橘でございます。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

御紹介させていただきます。香川大学地域強靱化研究センター特命准教授の磯打先生でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【磯打委員】(オンライン) 香川大学磯打です。よろしく願いいたします。遅くなり、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

【布施委員長】 磯打先生、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。

続きましては土地分類調査関係ということで、土地分類調査の現状と第7次国土調査事業十箇年計画中間見直しに向けた検討についてということで、こちらに関してもまとめて事務局から御説明をお願いいたします。

【遠山大臣官房参事官】 大臣官房参事官の遠山と申します。

土地分類調査の現状について御説明させていただきます。資料3の3ページを御覧ください。

土地分類調査は、国土の利用・開発・保全の高度化に資するために、国土の実態について調査をしております。土地を利用可能性により分類するために、土地の利用現況や土壌性質、自然的要素などに関する調査を行い、その結果を取りまとめています。これまで実施してきた調査については御覧のとおりとなっています。

次の4ページへ参りまして、こちらは今お示したような調査を実施時期別に整理したものです。現時点で国が実施している調査は、一番下の、今日御説明する土地履歴調査になります。調査対象の自治体の御了解を得て、国が自ら調査を実施しています。

次の5ページに参りまして、土地履歴調査の概要となります。土地の安全性に配慮した適切な土地利用を図るために、土地本来の自然地形や改変履歴等の情報を整備・提供していただき、第6次国土調査事業十箇年計画から実施しているものです。3つの成果物から構成されております。

1つ目が、人工地形・自然地形分類図でございます。自然本来の地形と改変後の地形を一つの地図上で分類し、例えばかつて河川だった土地がどこなのかとか、盛土や切土を実施している箇所の元の地形は何なのかといったことが分かり、その土地固有の災害リスクを明らかにすることができます。

2つ目が、真ん中の土地利用分類図でございます。土地利用の変遷につきましては、明治期と昭和期の土地利用をそれぞれ1枚ずつ整備するもので、並べてみることで開発が進んだ状況などが分かるものとなっております。

3つ目の災害履歴図につきましては、過去に発生した浸水、土砂崩れ、液状化などの被災範囲ですとか、発生箇所の分布を整理したものです。こちらにも一つの地図上に表示されますので、繰り返し被災している地域などが明らかになります。情報利用者の方が土地の安全性や災害リスクを判断して、災害に配慮した適切な土地取引や土地利用の促進に貢献することを目的としております。

次の6ページに参りまして、調査成果につきましてです。ホームページなどでどなたでも閲覧、ダウンロードして、利用していただけるような形となっています。

次の7ページは成果の活用イメージでございますが、地方自治体のハザードマップや、都市計画マスタープランなど土地利用に関する計画策定の際に基礎情報として使われている

ほか、不動産事業者が土地取引の際に活用されたり、また、民間事業者が運営されている地盤情報の提供サイト等において、災害リスク情報としても活用されています。

次の8ページへ参りまして、調査成果の活用に向けた取組について御説明させていただきます。

土地履歴調査は、地方公共団体の了解を得て、国直営で整備を進めてございます。これまで調査を実施した地方公共団体においては、国で調査成果説明会を開催しまして、成果を解説するとともに、活用方法や活用事例の御紹介をしております。また、過去に実施した地区の成果活用事例集を作成してホームページで公表しています。

次の9ページに参りまして、調査成果を地理院地図で利用する方法についても、利用の手引きを作成しています。地理院地図では、こちらの調査の成果とほかのデータとの重ね合わせが可能になりますので、重ね合わせにより分かることなどを分かりやすく説明したものとしております。また、このほか学校教育や地域の災害教育での活用促進を図るため、高校の地理必修化の動き等も踏まえて、教材案の検討も進めています。

続きましては、第7次国土調査事業十箇年計画の概要と進捗状況について御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

第7次国土調査事業十箇年計画では、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000km²調査を実施することとされています。地域の現況や災害リスク等を勘案して、緊急に整備する必要性が高い地域を優先的に実施することとされています。また、土地分類調査の迅速かつ効果的な実施を図るために、解析技術等の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとされています。令和4年度末までの3箇年では、20,000km²のうち、4,268km²の整備が完了しておりまして、21%の進捗となっています。

その内訳が次の12ページになっています。第6次国土調査事業十箇年計画でも、人口集中地区及びその周辺が対象となっていました。第6次国土調査事業十箇年計画で主に三大都市圏を中心に整備を進めまして、現在の第7次国土調査事業十箇年計画では、それに続いて政令指定都市や県庁所在地などを対象に、引き続き調査を実施しております。

続きましては、資料4で第7次国土調査事業十箇年計画中間見直しに向けた検討について御説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、今、御説明したとおり、第7次国土調査事業十箇年計画の整備目標に対して3年間での整備率が21%ということで、本来ですと30%程度あるべき

ところ、若干遅れております。整備を加速するため、さらなる効率化や調査方法の見直し等が求められているところでございます。

それに対しまして、3ページ目ですが、先ほども御説明した第7次国土調査事業十箇年計画の中で謳われている解析技術等の進展を踏まえた調査の効率化の取組として、数値標高モデルを用いた地形分類調査の効率化に向けた検討を行っています。地形分類調査は、先ほど御説明した3つの成果物のうち最初の人工地形・自然地形分類図のことです。従来のやり方では、空中写真の画像データをパソコン上で判読しまして、地形図上に地形界を移すという作業が必要になってきて、熟練の技術も求められる作業ですが、それを下段のように航空レーザ測量によって得られる数値標高モデルから作成した傾斜量図と地形図を重ね合わせた状態で地形界を取得することで、作業の効率化や精度の向上が図られる可能性を検討いたしました。

具体的には次の4ページを御覧いただければと思います。

数値標高モデルから作成した傾斜量図は、地表面の傾きの量を算出し、その大きさを白黒の濃淡で表現をしております。このため、白いほど傾斜が緩やか、黒いほど急峻ということの意味しますので、特に山地と低地の境界などでは、色の濃淡で地形界が取得しやすく、また地形図とも位置ずれなく地形界を取得できることが分かりまして、令和5年度より調査手法として採用しています。

続いては6ページになりますが、土地履歴調査の分類項目の検証です。土地履歴調査は、土地本来の自然地形や改変履歴の情報、あるいは各機関が保有する災害履歴情報を幅広く収集して提供することで、災害等にも配慮した土地取引や土地利用が図られることを目的としております。この本来の意義に立ち返って、分類項目について改めて検討を進めたいと思っております。利用者に分かりやすく、調査成果を利用しやすいような分類項目や、土地履歴調査の整備推進のために、調査の効率化につながるような項目について、既存の成果との整合性も配慮しながら、これから検討に着手したいと考えています。

一例で申しますと、次の7ページの自然地形・人工地形分類の項目で、一番上の岩石台地と砂礫台地について、定義が若干異なりますが、もしここまでの違いを理解する利用者も少ないという場合には、利用される災害リスクが同一であることから、分類の統合を検討するといったようなことも考えられます。

続きましては3点目になりますが、11ページです。調査形態の見直しによる効率化です。従前は実際に調査を行う業務と別に管理業務を実施し、土地履歴調査の地区ごとに作成さ

れるデータの品質管理に係る技術支援を実施していましたが、来年度から品質を確保しつつ、成果物検証を内製化することで、限りある予算を調査業務に重点化し、調査の加速を図りたいと考えています。また、土地履歴調査には3種類の成果物がございますが、調査地域決定時に1つの地域については3つの調査をまとめて実施し、複数年でまたがらないようにするといったような調整をしていきたいと考えています。

最後に、12ページは小委員会で御議論いただきたい視点です。

1つ目は、「調査の効率化」です。自然地形・人工地形分類調査の整備効率化や成果の分かりやすきの向上のために、利用者ニーズを踏まえた分類項目の検証に着手するといったことも含めて調査の効率化を図る方法として、どのようなことが考えられるか、御議論いただけるとありがたいと思っております。

2点目は、「調査成果の広報」です。土地分類調査の認知度向上のために成果をG空間情報センターへ再掲するといったこと、地方公共団体、民間事業者、研究者等が参加します各種イベントや学会等での周知を図ることなども含めて、どのようなことが考えられるか。また、教育現場での活用促進として、教育委員会への働きかけや教材の配付といったようなことも含めて、どのようなことが考えられるか御議論いただければ幸いです。

最後に、「その他の事項」といたしまして、第8次国土調査事業十箇年計画に向けて、例えば、土地利用分類では、現在、明治期、昭和期の土地利用を整備してございますが、これに加えて現在の図面を整備して、3時点での土地利用を比較できるようにしてはどうかと考えております。現在の図面であれば、衛星データを活用した効率的な整備も可能かと考えています。これは本当に一例でございますけれども、このような例も含めて土地履歴調査の整備推進や成果の利活用促進のために、今後、第8次国土調査事業十箇年計画に向けて検討していくべき事項として、どのようなことが考えられるか、御議論いただければ幸いです。

御説明は以上になります。

【布施委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事で皆様から御意見を賜りたいと思っておりますが、ここでも土地分類調査関係で特にここで確認しておいたほうがよろしいことがございましたら、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御質問がある方は挙手いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

【布施委員長】 それでは、次の議事に移ります。委員の皆様から御意見、御質問を賜りたいと思います。今回は中間見直しに向けた検討の第1回目ということですので、委員の皆様からお一方ずつ御意見、御質問を賜りたいと考えております。今回の御意見に関しましては、特に事務局から説明のありました事項に限らず、皆様の御知見を基に国土調査のあり方に関しまして、自由に御発言いただければと思っております。あと、時間が限られておまして、皆様から御意見いただきたいということから、大変申し訳ないのですが、お一方3分程度で御意見を賜れればと思っております。

すみません、それでいただいた御質問に関しましては、時間があれば答えられる可能性もあるのですが、恐らくそのような時間を取るのには難しいと思っておりますので、事務局で整理しまして、次回の委員会に改めて御回答させていただき、あるいは今後の検討の方向として取り入れさせていただきという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、名簿の順番で御意見をいただきたいと思っておりますが、少しレギュラーに順番を変えさせていただきましても、まずは現地で御参加いただいている皆様から御意見をいただいてから、その後、オンラインで御参加のお二方から御意見を賜りたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それではまず、石野委員からお願いいたします。

【石野委員】 土地家屋調査士の石野です。よろしくお願いいたします。

今回、このような委員会に出席というのは初めてなもので、デビュー戦になりますので、よろしくお願いいたします。

まず、私、土地家屋調査士として地元で地籍調査を受託しております。その中ですごく助かったものとして、令和2年から活用されました固定資産税台帳の課税データの取得というのは、私どもというよりも市町村の方がすごく喜んでいらっしゃいました。

私が何よりも助かったと思うのが、筆界案の公告、不在者に対してどうしようというときに、法務局とのやり取りをしながら、公告を出して決めた。こちらは今まででしたら筆界未定になるところを何とか回避することができた、これはすごく助かった部分でございます。

また、図面等による立会いも、かなり有用に利用されております。ただ、もう一つの筆界特定というものに関しましては、アンケートの結果にもございましたけれども、時間がかかるというので、すごくタイミングを図ってというか、早期のうちに、これはもう筆界特定を出そうということに決断できれば、もう少し活用できたかもしれませんけれども、やはりいろいろ一筆地調査の中で立会いをしていく、決まらなくて、再度立ち会うとあって、残り時

間が少なくなってきたときに、筆界特定は時間がかかるだろうと断念したケースもあろうかとは思いますが。

そういった意味で、ちょっとタイミングというのは法務局とも協議する必要もあるかもしれないけれども、どの時点で、どの方法を使うのかという判断というのは、やはり市町村の方も大変でしょうけれども、もう少し検討できればよろしいかなと思います。これがここでどうしてもお礼を言いたかった部分でございます。

まず、資料1の状況として、8ページ、優先実施地区を選定している、決めているということですが、そちらも市町村のほうで決めているというふうにお聞きいたしました。

その次に10ページ目に、もう20年前から国土調査の話になると出される資料ですが、こちらで進捗率というのと優先実施地区というのがリンクしているのか。実は進捗率が上がっていないけれども、そこはもう優先度が低い地区で、おおむねやらなきゃいけないところは終わっているのか。もしくは、真っ赤なところは結構都市部が多いので何とも言えませんが、私の住んでいる石川県も、赤いところですが、そこまで進捗率が低いのかと。実際に山間部とかも多くございますので、そちらの優先地区というのを除外すれば、かなり目安といいますか、進捗率はそこそこいっているのではないかという感覚、これは肌感覚で申し訳ないですが、そういった感覚もありますので、可能であれば、そういった必要な部分に対しての進捗率というのが今後データとして出てくれば、ありがたいかなとは思いますが。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして内海委員、よろしくお願いいたします。

【内海委員】 初めて参加させていただきます駒澤大学の内海でございます。

私は都市政策、そして土地利用を中心とした都市計画制度、そして地方行政などを専門としておりまして、こうした観点から意見を今後述べさせていただこうと思っております。

まず、資料1と資料2の地籍整備についてですが、資料2の12ページの課題に合致したお答えということではないのですが、私なりの経験から質問と意見を述べさせていただきたいと思っております。

迅速かつ効率的な地籍調査の実施を図ることを目指していらっしゃる場合、新たな調査技術を用いた効率的な手法を導入するという点と、そして手続を簡略化、柔軟化させるというような方向性は妥当なものだと考えておりまして、現在推進されている手法についても、引き続き実施されるべきだと思っております。

しかし、これらの手法や対応を推進することを困難にしている構造的問題があるのではないかと心配をしております。つまり、地籍調査は市町村が実施主体ですが、その市町村において地籍調査に対応できる人材と財源が十分ではないのではないかと考えられます。特に人材の問題が大きいのではないかと考えていて、例えば私の専門の都市計画行政を担当している5万人未満の市町村では、その担当は1人以下というのが40%を超えるというようなアンケート結果もあります。したがって、地籍調査の場合においても、人材が不足しているのではないかとということが想像できるわけですが、既に御検討されているのかもしれませんが、市町村における地籍調査を実施する担当数はどのようなもので、その状況と進捗率との関係がどうなっているのかという点は少し疑問を持っております。

もし人材不足という点が問題であるとするならば、新たな調査技術を投入しても、また手続を簡略化したところで地籍調査は積極的に実施されないこととなります。事実、新たな手法や運用をアンケート調査で御紹介いただいているところですが、実施・検討する予定はないという自治体が少なくないのではないかと思います。もし地籍調査を実施する人材がとても不足している場合、その実態のありようによっては、包括委託制度のような第三者機関が代替するような仕組みに力点を置いて今後推進していく考え方というものもあるのではないかと思います。

次に、土地分類調査についての意見です。これは資料3と資料4に対するものです。

先週、社会資本整備委員会の小委員会で、まちづくりGXを推進するために緑地や自然的土地利用の保全や質の管理について議論を行いました。これらの動きというのは、温室効果ガスの吸収源を増加させようという世界的な要請に基づくようなもので、例えばヨーロッパを中心に都市的な土地利用と自然的な土地利用のコントロールに関する具体的な法整備が既に行われています。これらの制度の特徴としては、カーボンニュートラルのための目標値を設定し、その目標を実現するための土地の情報の整備について法律上規定されているというもので、これらの手法が主流となってきています。

つまり、政策目標を実現する上で、土地の分類情報がますます重要になってきているということです。特に土地の情報が政策目標のエビデンスとして機能するということは非常に重要視されています。したがって、土地分類調査においても、政策立案を行う部署と連携をして、これらの政策目標のエビデンスを示せるような内容を提供していくことが必要、あるいはDXを踏まえて活用をする工夫を推進をしていくべきであるのではないかと考えています。以上です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして小野委員、お願いいたします。

【小野委員】 小野でございます。私も今回から初めての参加になります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私の立場としましては、現在、航空写真測量、航空レーザ測量、MMSといった点群を扱う形の業務に携わっておりますので、データ作成の立場といった観点から、一言申し上げさせていただきます。

実は私もリモートセンシングデータを活用した調査という形でも関わらせていただくこともございまして、その中でやはり進まないといった状況の一つには、新規に測量を開始するといったところで、少しハードルが上がってしまうという部分も一部あるのかなという形では感じております。その中で既存のデータの活用といったところも、一部視野に入れてもいいのかなという形では感じております。

例えば、別の市町村の業務で発注されたレーザデータを用いて、地籍調査のほうにそのデータを活用した上で調査を進めるといったことも、一部手法としては考えられることであるかとは思いますが、ただ、そこにおいては著作権やデータの精度というところが一部懸念事項ではありますけれども、そういった部分のところが解消できて、ある意味横串を刺すような形であれば、そういった懸念事項とか進んでいない部分に関しても、円滑に進められるのかなという形では感じている部分でございますので、今後の皆様の御意見や知見等をいただいた中で、私としても、どのように活用できるかというところを考えさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして金親委員、お願いいたします。

【金親委員】 金親でございます。どうぞよろしくおんいをいたします。

私は、今回、委員会に初めて出席をさせていただきました。司法書士というふうに表記はされているのですが、私は令和3年まで法務局に勤務をしております、法務局の中については、特に都市部における筆界認定の作業に携わらせていただきました。具体的には、不動産登記法第14条1項の地図作成作業、それから筆界特定制度、これは筆界特定制度には創設期から関わらせていただきまして、都市部における筆界認定の難しさ、困難さというのも痛切に感じているところでございます。

法務省と国土交通省の地図作成作業につきましては、平成地籍整備の段階からすみ分けが行われまして、法務局については地図混乱地域を重点的に行い、それ以外については国土交通省が行う。特に、この中で法務局と国土交通省の連携ということが叫ばれてきてまして、今回アンケート結果を見まして、9割が連携できているということで大変安心をしているところでもありますので、法務省、国土交通省が併せ地図作成をしていかなければならないと考えているところでもあります。

今回、あり方委員会の中で提言をされている問題として、都市部の地籍調査の推進という観点について、私も経験から御意見を述べさせていただきたいと思います。やはり実施地域は広大ですので、ただし、実施できる範囲というのは単年度当たり極めて限られているということになってきますので、それを推進していく政策として、令和2年度に街区境界調査の制度が導入をされております。以前は御承知のとおり官民境界等先行調査という形で行われて、その成果図も作成はされてきたのですが、法的な性質上、公表する制度がありませんでしたので、なかなか活用が図られなかったと考えております。

ただし、今回の街区境界調査につきましては、国土交通大臣の認証がされて、それが公表され、また法務局にも格納がされているという現状がございますので、これらの利活用ということが今後の柱になってくるのかとは思っております。その観点からも委員会の中で考え方を述べさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

【布施委員長】 ありがとうございます。

久保委員は御欠席ということで、続きまして佐橋委員、お願いいたします。

【佐橋委員】 佐橋でございます。私も初めての出席ということで、少し緊張しておりますが、私の意見を述べさせていただきます。

その前に、今、私の立場を若干説明させていただきます。私は今現在、栃木県森林組合連合会に所属しておりまして、そこで先ほどの説明の中にもありましたが、航測法に基づき、地籍調査を完了したところの第一号ということでお褒めの言葉をいただいたわけですが、私どもの組織としては、事業主体として地籍調査に取り組んでいるところで、第7次の地籍調査計画の中で4,800ha全てを航測法で実施を今進めている状況にあります。そういった立場から、事業主体としての地籍調査、森林地域限定で取り組んでおりますので、森林地域における航測法を使用した地籍調査のやり方、これまでの経験を踏まえた発言、もう

一つ、森林地域ということで、林業経営者としての視点からの発言をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目でございますけれども、航測法が資料1の13ページでございますように、新たな導入調査手続が開始したということ、実際やってみて、まさにこれは非常にいいことだと思ったことを1点ほど紹介させていただきます。

実態的にアンケート調査の中で、現地立会をやらなくても大丈夫なのかという疑問があるということでございましたけれども、森林地域におきましては、説明のあるとおり、現地は急峻であり、広大であり、そういったことから森林所有者の人との説明をする中で、まずは懸念する人は、私どもがやったところではありませんでした。それはどういうことかといいますと、やっぱり将来を見据えて、森林所有者の人ほとんど地元にはいない人たちも出てきておりますので、息子、せがれ、子供たちに、しっかりと境界は確認させておいたほうがいいだろうという視点に立っている人がほとんどというよりも、そういう人だけでした。そういった意味では、この現地立会を使わないという手法を新たに制度化してくれたことは、これから効率よく進める上で大変ありがたいことだと思っております。

その中で、ただ、一筆地調査の現地立会をしないでもいいということではなく、なぜそれを理解して得られるのかということを私どもが地元の土地所有者の方に説明していく中で感じたことは、やはり新しい技術の航測法で作られた航空写真と微地形表現図、林相識別図、樹高分布図の3つの図面を現地で見せて、こういうところだから、こうなんですよという説明をすれば、皆さん納得をいただいているところでございます。現時点において、それに対して、その後できた図面を見せて、クレームということはないという状況です。

そうすることに至ったポイントのもう一つとしては、体の元気な方で現地の境界杭が打ってあるんだという方については、現地立会もさせていただいて、そういう方たちにその成果がちゃんとここに入っていますよというような形を説明しますと、非常に理解が進むということになっていると感じております。今、私が航測法のメリットを言うかといいますと、林業の実態から申しますと、今、政府のほうで花粉症対策とかでどんどん伐採をしていくんだということに対しまして、境界が分からないとこれは全然進まないです。そういった意味の問題もあるわけで、これがますます進まなくなってしまうので、境界を次の人につないでいくということからも、非常に重要なことだと考えていることで、ありがたいと感じております。

またもう一方、私からの現実の話としましては、森林組合連合会、うちのほうで4,800ha進めていく上でも、現状が暦年でどんどん計画的に進めても、もう人材的にもあっぷあっぷでございます、これをしていくのには、地籍調査に関わる人材を育成していくということも重要なことなのではないかと感じております。

さらに、常に地方公共団体視点での物事を捉えて、それはそれでいいのですけれども、私ども森林組合連合会がやっていく上では、費用負担の面でも非常に難しいので、そこら辺の工夫が必要なのではないかと思います。

もう一つ最後に、固定資産課税台帳の利用について、新たな制度として地籍調査でも活用することができるようになったということは非常にありがたいことで、本当に便利になったと理解をしておりますけれども、事業主体が市町村ではない、私たち民間の森林組合連合会などが実施する場合においては、そこで市町村にお願いしてというワンクッションが入りますので、そこもより簡略に、市町村と同じぐらい簡略になるような措置をしていただければありがたいかと考えているところです。

早口で説明をさせていただきましたが、私からの意見といたしますか、希望といたしますか、そんなような内容でございます。以上です。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして千葉委員、お願いいたします。

【千葉委員】 千葉でございます。私、第6次国土調査事業十箇年計画の中間見直しから参加させていただきまして、なかなか地籍調査は推進しないなということは実感しております。私は、(一社)日本国土調査測量協会という協会の理事もしております、全国の会員の皆様の意見をいただいているところです。特に資料2の12ページにあります、今後、議論いただきたい検討課題の1から4までにつきまして、私ども全国9地区から専門技術員というものを任命して、いろいろな課題について話をしている中で、やはり同じような課題が出てきています。

ただ、地籍調査ですけれども、地方、地区によって手法が異なるということもありますので、そういうことも踏まえて、私ども(一社)日本国土調査測量協会としましては、この4つにつきまして、会議を開きまして意見徴取をして御提案させていただきたいと思っております。

次の委員会までにはちょっと難しいかなと思いますが、ぜひとも御提案させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【布施委員長】 ありがとうございます。

では、続きまして仲山委員、お願いいたします。

【仲山委員】 埼玉県の中山でございます。私も、今回の委員から初参加ということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

私からは、国土調査のうち、地籍調査に関して県の立場から意見を何点か述べさせていただきたいと考えております。

まず、本県の地籍調査の実施状況を御紹介させていただきたいと思いますが、面積ベースでの進捗率は32%、先ほど御説明がありました全国52%と比べまして遅れているという状況でございます。原因の一つでございますが、これも御説明がありましたが、地籍調査に着手していない市町村が多いということでもあります。本県には63の市町村がございますが、そのうちの19の市町で全体の約30%が未着手というような状態がございます。現在、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく本県の計画であります。3年を終了しているところでありますけれども、進捗でいきますと目標の5%にとどまっているという状況でございます。

このような厳しい埼玉県の状況であります。前向きな話題といたしまして、事務局からも御説明がありましたが、新たな調査手法として導入されました街区境界調査を本県の川口市がいち早く実施いたしまして、成果を上げつつあるということでございます。川口市は調査の成果を道路台帳のデジタル化などに利用しまして、住民サービスの向上、あるいは一方で行政サービスの充実といったところに結びつけていくということでございます。詳しい内容につきましては、次回、第2回の小委員会で川口市から事例発表するというようなお時間を頂戴してございますので、その際にまたお聞き取りいただければと思います。

地籍調査の実施主体であります市町村が抱える課題について、お話をさせていただきま。私のほうでも、この委員をお受けするに当たりまして、県の役割として市町村の生の声をできるだけお届けする必要があるかと考えまして、県内の市町村の担当者に地籍調査の進捗を妨げる要因について意見を伺いましたので、幾つか御紹介をさせていただきます。

1点目でございます。これは筆界確認に難航する例が依然として多いということでございます。令和2年度に新たな調査手続や調査手法が導入されまして、円滑に進められるケースが増えましたが、その一方で、原則どおりの手続で筆界調査を行う場合ですが、なかなか協力していただけないということもございます。これは先ほど冒頭の資料の御説明の中で非協力者に対する見直しにつきましては御説明がありましたが、幾つか後日のトラブル回避対策というような懸念などもありました。こういった懸念の点をぜひ解消していただ

いて、今後前向きに御検討いただければ、より地籍調査が円滑に進むのではないかと考えております。

2点目でございます。これは法務局との調整でございます。先ほどのアンケートによりますと、法務局との連携が9割できているという回答であったということではありますが、その一方で、私どもの県内の市町村からは、まだまだ連携がうまくいっていないのだということで、機能していないというようなことでありまして、調整が難航しているというようなケースがあるようなことでございます。この連携を、協議会を設置してということではありますが、もう少し浸透させていただく必要が一部ではあるのかと考えてございます。

最後に3点目でございます。街区境界調査についてですが、街区境界調査につきましては、御説明いただいたとおり、官民境界のみを確定させる調査というふうに私どもは理解しておりますが、先ほど申し上げたとおり、県内でも川口市をはじめ複数の市で始まっており、効果は上がってきている一方で、官民境界上にある民民の筆界点は確認しなければいけないということがございますので、民民の筆界点を確認する作業の負担は大きいというような話を一方で聞いておりますので、いい制度であるにもかかわらず、これが街区境界調査の進行を遅らせる原因となりかねないということがあろうかと思っております。このあたりについても、今後、検討していく必要があるのかと考えております。

以上、課題を述べさせていただきましたが、この小委員会の検討によりまして、これらの問題が解決されまして、地籍調査が加速化されるように、そういった方向性が見出されるということを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして藤巻梓委員、お願いいたします。

【藤巻（梓）委員】 国士舘大学の藤巻でございます。勤務する大学では民法の教育研究に従事しておりまして、研究面では特に不動産法制度に関心を持っておりますほか、建物の区分所有、いわゆるマンション法制の研究も行っております。

御案内のとおり、令和3年に所有者不明土地の問題に対応するために、民法等の一部を改正する法律ですとか相続土地国庫帰属法が成立をいたしましたけれども、その際には法務省民事局の調査員として外国法制の調査を行うなどしつつ、法制審議会における委員の先生方の議論を拝聴する機会をいただきました。そして、今回、この委員会でその在り方が検討課題となっております地籍調査でありますけれども、まさに地方自治体による地籍調査

を通じて、各地の土地の所有者等の状況、実態が具体的に数字として把握されたものと理解しております。

これまで地籍調査については特段研究をしてきたものではございませんし、今回初めての拝命ということで、従来の議論のプロセスを十分に踏まえることができませんけれども、本日、極めて雑駁ではありますが、御提案をいただいております検討課題について、現時点での印象といったものをお話しさせていただければと思います。

今回、検討課題として、令和3年民法改正（共有関係）を踏まえた、とございますので、今回の念頭に置かれているのは、具体的には共有地において所在不明な反応のない共有者がいる場合の現地立会の問題というふうに考えております。令和3年の民法等の改正におきましては、共有に関するルールが多く変更されております。例えば、その共有物の従前の変更管理、保存行為に当たる事項、特に変更と管理の事項が明確化されたほか、所在不明共有者がいる場合に裁判を経て、その者、つまり不明共有者以外の者の共有者で共有物の管理変更ができること、そして、共有物の管理について賛否を明らかにしない共有者がいる場合には、同様に裁判を経て、その者以外の者の過半数で管理ができることとされました。

今回、立会いに非協力的な土地所有者がいる場合についてですけれども、その明確な反対の意思を示しております、それを理由に立会いを拒否しているという場合は別として、そもそも反応がないというのは、当該土地の筆界の確認について、関心を有していないということが考えられるかと思えます。そうしますと、必ずしも土地の共有者全員が立会いの場面においてそろっていなくても、所在等が明らかではあるけれども、筆界案への賛否が不明であるという共有者がいる場合、反応がない共有者がいる場合には、一定の手続きを経て現地の立会い等があったものとみなす、現地立会を不要とするという方策は考え得るのかと思えます。もっとも、この場合には土地所有者とその所在は判明しているわけですので、その後、何らかの紛争が発生した場合のリスクについて、あらかじめ対応を検討しておく必要があるかと考えております。

それから、関連する制度として考え得ると思いましたのは、共有者間であらかじめ持ち分の過半数によって管理者を選任しておくことができるということが明文化されましたけれども、共有者全員そろっていなくても、過半数の者によって管理者をあらかじめ選任しておいて、その者に対応を委ねるということもあり得るかと思えます。こういったことが今の段階では考え得る方策として挙げられるかと思いました。以上でございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして藤巻慎一委員、お願いいたします。

【藤巻（慎）委員】 藤巻です。

私は、森ビルで六本木ヒルズの地籍調査でいろいろ苦労したという体験を語っているうちに20年たって、まだここにいるという形でございます、本当に素人的な立場で、この地籍調査の課題に関して疑問と意見を述べたいと思っています。

まず、資料の説明を聞いていてといいますか、事前に資料を頂いて驚いたのが9ページ目です。計画目標が10年間で15,000km²に対して、もう既に現時点で8,133km²、54%の達成率しか見込めていないという部分ですね。これは一体どういうことかと思って参考資料を読み込んでいくと、参考資料2の14ページ目に、第5次国土調査事業十箇年計画は14,000km²できました。第6次国土調査事業十箇年計画では9,700km²できましたという資料がありました。ただ、これは国交省の地籍ウェブを見ますと、第5次国土調査事業十箇年計画の目標は34,000km²です。第6次国土調査事業十箇年計画は21,000km²です。それぞれ半分しか行っていない。なのに予算を増やしていないというのは、これはもう第7次国土調査事業十箇年計画が達成できないことは最初から見えているような形にしか見えない。非常にやる気のなさを感じるなという印象です。

かつ、この14ページでは、第5次国土調査事業十箇年計画の1億円当たりの実施面積11km²、今は5.3km²、これは1km²当たりで予算を組んでいくと、第5次国土調査事業十箇年計画は847万円でできていた。ただ、第7次国土調査事業十箇年計画は今のところ1,887万円かかると。これで計算していくと、今の予算取りでいくと、170年ぐらいかかるわけです。昔から200年かかると言っていましたけれども、これで本当に日本の国土調査の予算取りはいいのかというのがすごく疑問です。

実際にこれは地籍調査なので、D I Dに限ったわけではないのですが、先日、法務省のD I Dの委員会で見たと、D I D地区の困難地域というのは1km²1億7,000万円かかっているんですね。そうすると、この残っているD I Dが大体9,530km²といいますから、大体10,000km²あるのですけれども、これは1兆7,000億円かかります。D I Dは3.5%しかないんで、残っているほかの地域の残りで2兆円ぐらいかかるのです。合計4兆円ないと、地籍調査の対象地域が終わらない。なのに、今この予算措置でやっていて、予算がほぼ変わらなくて単価は上がっていったということを放置していいのだろうか。

地籍調査はなぜ必要かというパンフレットの中の3ページ目に、30年後、2050年には人口が9,700万人になりますよと。一方、またこの資料の中でも、20年以内に60%で首都直下が

来るでしょう、30年以内に70%、南海トラフは来るでしょうということを資料の中に出しておきながら、それに向かって、きちんと予算措置が取られているのか。実際の話、例えば今、各市町村に人員体制がそろっていない、各市町村の予算がないという話があるので、予算を10倍にしたら10倍のスピードで進むかといったら、それはないと思うんですね。

ただ、総務省の行政評価報告書とかを見ると、未着手の団体の原因の断トツ1位は人員に対する問題。着手した団体の課題の上位は交付金が予定どおり出てこない。だから、事業を縮小したり、分散化したりしなければいけない。そうすると、まずは着手している団体の背中を押してあげるためにも、きちんと予算措置は取るべきではないか。これは今、中間年の報告なので、来年度から一気に倍にしていきたいと思いますというのは無理だと思います。

ただ、第8次国土調査事業十箇年計画の折には、予算に関してはしっかりと盛り込んでいたきたい。

体制づくりという要素の一つが包括委託方式です。今、全国で207か所やられている。平成22年からここまでの間に包括委託の比率というのが、今現在、調査に着手している自治体のうちの多分20%を超えている。だから、この包括委託方式で実施している自治体の全体の比率と実際に着手している面積についての資料を知りたいと思います。

なぜそう思うかという、不動産登記法第14条1項地図作成というのは、基本的に各地方自治体法務局が公共嘱託土地家屋調査士協会等に委託して、法務局直轄でやっている。法務局からの包括委託でやっているような形で進んでいます。大体2年間で30ha、0.3km²ずつD I Dを確実に進めている。これを見ると、全国の予算立てと、包括委託で受託する側の法人を育てる。一法人、一測量会社、一土地家屋調査士とかではなくて、複数の調査士会社とか測量法人を組み合わせ、そういう調査組合みたいな一般社団法人をつくらせて、それを都道府県が指導しながら、どんどん大きく委託していくような方法を工夫するべきではないかと思っています。

今このまま30年以内に南海トラフが来ます、でも、ほとんどD I Dは終わっていませんということで済ませるとするのは、ある意味行政の不作为としか見えない。そういうふうな感想を持ちました。まず、しっかりした予算立て。包括委託方式の実績については、次回、できれば教えていただきたいと思います。以上です。

【布施委員長】 厳しいお言葉もございましたが、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして吉原委員、お願いいたします。

【吉原委員】 ありがとうございます。吉原と申します。

私は前回から参加をさせていただきまして、本日、冒頭の御説明を聞きまして、いろいろな施策が少しずつ軌道に乗ってきているということがよく分かりました。その上で、なるべく手短かに大きく5点申し上げたいと思います。

まず1点目は、先ほど藤巻梓委員からもお話があったような改正民法などの動向を踏まえて、土地の権利関係を明確化することにおける権利義務関係について、明文化をしていくことが必要だと思います。制度運用の場面で自治体の方々がいろいろな既存の法律に当たりながら判断していることについて、今回の改正民法も踏まえてきちんと整理をしていくことが大事だと思います。自治体では、地籍調査の担当者が少ないということは再三皆様から御指摘があったとおりでして、担当者の方々は常に住民からの訴訟リスクを抱えながら少数でやっています。そうした方々を支えるという意味で、また、住民説明会のときに住民にきちんと説明できるようにするためにも、自治体担当者の後ろ盾として、明文化されたガイドラインなどを徹底的に整えるということが重要であると思います。

土地の権利関係というのは、AさんとBさんが隣り合っていたときに、AさんとBさんの間の境界確定の問題と、それからAさんの土地が共有だったときにAさんの共有者の間でどう合意をして立会いに臨むか、その2種類あると思います。そうした場面を想定して、まず立会いというのがそもそも地権者の権利なのか義務なのか。それから、その土地が共有だった場合に、先ほどの改正民法に照らして、立会いというのは権利の保存なのか、管理行為なのか、変更行為なのか。それによって、相続人が複数いた場合に過半数の合意でできることなのか、全員合意が必要なのか、あるいは地籍調査においては代表者1名が判断できるとするか、そうした選択肢も変わってくると思います。そうした点を厳密にケースごとに分類し、訴訟のリスクを抱えてフロントラインにいる自治体の方々を法的に支えていくことが必要だと思います。

2点目ですけれども、都市部の地籍調査の推進において、民間の測量成果の活用は進捗がやはりはかばかしくなく、このままでは大きな成果を期待することは難しいと思います。なぜならば、前回の議論でも出ていましたけれども、民間企業にとって、この測量成果の活用に申請するための手間やコストをかけるメリットがないからです。そこを何とか、企業がこれに参加することで、例えばCSR活動の一環として、我が社はまちづくりにおいて、測量した成果を自社の利益のためだけではなくて、持続可能なまちづくりのために、公共の地図としても生かされるようにしているんですということをアピールできるようにする。認証

制度をつくってもいいと思います。そうすることで、企業が自ら地籍調査という言葉を発するようになり、国民にも広がっていくと思います。

そうした企業が手応えを感じるようなメリット、認証制度なり、公的な認証を与えていくこと、それを国交省から経済団体や業界団体に働きかけていくことが必要だと思います。地籍調査の予算の大幅な増額が難しい場合、民間の測量成果の活用をもっとテコ入れする必要があると思います。企業が着手する前から自治体と話し合っ、調査対象が重複しないようにするとか、自治体が本当にやってほしいところについて効果的に成果が得られるように、モデル調査などをやってみてもいいのではないかと思います。地元の企業と自治体が組んで一緒にやってみましょうということもあるかと思っています。

それから3点目、未着手・休止市町村の解消について、先日、私はたまたま人口1万人ほどの自治体に行ったところ、そこは休止中でした。休止中の理由が、優先区域については交付金がついたけれども、優先区域の間にあるところの分については交付金が認められなかったためだと。地域住民にとっては、去年はお隣のところまで調査が進んできていたから、次はうちかなと思っていたら、おたくは優先区域ではないから飛ばしますと言われると、住民の方も同じ税金を払っているのになぜと言って納得してもらえないと。自治体で負担できる予算はなく、説明が厳しいので、休止しましたとおっしゃっていたんですね。その自治体の解釈が正しいのかどうか、私は分からないのですけれども、そういう状況があるのであれば、地籍アドバイザーを派遣して、そういうときはこうできますよとか、何か方向性をお示しして、休止しなくていいようにするサポートが必要ではないかと思っています。

それから、4点目、地籍調査成果の活用のメリット、利活用を増やしていくという点について、例えば昨年、登記所備え付け地図データが一般公開されたことで、民間企業が一気にいろいろなアプリを作りました。そうした可能性があるので、例えば「ハッカソン」、これは「ハック」と「マラソン」を組み合わせた言葉で、ITデザイナーなどが集まってみんなでアイデアを競い合うというイベントですが、ハッカソンなどを自治体で実施して、その市町村の防災アプリと一緒に地籍図を使って作ってみましょうとか、地域の課題を解決するために、地籍図をこういうふうに使えるのだと示し、そして、それによって若い人に地籍調査に関心を持ってもらい、若手を育てていかなければいけないと思います。先ほども委員から出ていましたけれども、次の世代の技術者を育てていくためにも、若い人たちが関心を持って自治体実際に足を運んで課題解決に参加する、その手段としての地籍調査の活用という形で、イベントなどを計画してもいいのではないかと思います。

最後に、これは余計なことだと思って申し上げますのですが、筆界未定になった土地の扱いについて、今後筆界未定を防ぐための手段がいろいろ打ち出されているわけですが、すでに筆界未定になってしまったところは、元の公図も封鎖されてしまうと、売買も分筆も合筆もできないことになります。それによって、当事者ではなかった周辺住民の方が実際の売買に支障を来すという話も聞くものですから、何らかの救済措置が必要なのではないかと思っております。以上です。

【布施委員長】 具体的に多くの御意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、オンラインで御出席の方々お待たせいたしました。

まずは磯打委員から御意見をいただけますでしょうか。

【磯打委員】(オンライン) ありがとうございます。香川大学の磯打です。よろしくお願いたします。

私も初めて参加させていただいておまして、自分自身の専門は地域コミュニティの防災について、アクションリサーチに取り組んでおります。

今日いろいろ情報を拝見していると、やはり土地だとか土地履歴に関する、地籍に関する情報は、防災対策に非常に親和性が高いと思っております。その親和性が高いというポテンシャルをより一層活用するためにということで、このようなことができればという点でコメントを申し上げさせていただきます。

1つ目はデータ整備のあり方についてです。例えば土地履歴に関する情報は、今、2次元のデータで整備が進んでいるかと思うのですが、例えば国土交通省で3D白地図のPLATEAUといったような情報の整理も一方で進んでいると思います。人工地形や自然地形というのは、例えば子供が見ても、2次元で見るよりも3次元で見たほうがやはり分かりやすいといった部分もありますので、あくまでも期待ですが、そういった3Dへのデータの移行だとか、また、人口だとか、例えば経済の事業所の生産データといったような他のデータとの連携についても視野に入れていただけると、いわゆる防災分野での利活用が非常にしやすくなるなと感じました。

そういった意味では、連携の対象としてもう既にいろいろ取り組まれて、デジタル説明会等をされているということですが、例えば日本防災士会といったような全国に何十万人もいるような団体等との接続だとか、そもそものところとして内閣府防災との防災の取組、特に予防対策の面で連携を深めていただけると大変ありがたいなと思っております。

最後に、広報に取り組む際の内容についてなんですが、資料1の29ページの最後に地籍調査の効果等に関する優良事例の横展開ということで「効果事例集」を作成されるというのを拝見いたしました。中身は存じていないのですが、こういった効果事例というのは大変有益かなと思っております。

ただ、何となく想像すると、例えば災害発生後に地籍調査が事前に実施されていたことで復興が円滑に進んだとか、新たな開発の際に云々というようなことになろうかと思えます。そういった災害発生後だとか、土地の直接的な改変事項ではなく、例えば住民主体または行政の方が事前復興計画の策定または住民の皆さんが住民主体の地区防災計画の取組の際に、こういった土地履歴、また地籍の情報が確定されて活用できたことで、具体的なこういった取組が進展したりといった形の方向性も示せるようになると、防災分野での利活用も住民目線で非常にしやすくなるので、今後、例えば先ほどモデル地区だとかモデル事業というお話がございましたが、そういったモデル的な試行的な活用の事業の展開といったものも御検討いただけるとありがたいかと思いました。以上です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは最後になりますが、前葉委員、お願いいたします。

【前葉委員】(リモート) ありがとうございます。三重県津市は、人口28万の県庁所在地ですが、先ほど内海委員がおっしゃったように、地籍調査の担当者は私が市長就任時点は1人でした。それを2期目になってから8人にし、予算も1000万円だったのを1億数千万円まで10倍以上にしたということで力を入れている市でございます。

その理由は、これは私自身が地籍調査は社会のインフラであって、未来への投資だというふうに強く信念を持っているからでありまして、首長がこのように地籍調査にリーダーシップを発揮するというケースは、日本の国では極めてまれです。道路だとか農業基盤整備のように、形が見えるものではないので、首長はここに関心を持つ人が少ないというのが正直なところです。

ですから、国において様々PRもしていただきたいですし、この委員会に所属なさっている学識関係者の先生方、学術分野で地籍調査の有用性というのをぜひ広くいろんな論文とかに書いていただいて、メジャーにしていくというのが最大の課題かと思っておるところでございます。

ただ、一方で、市長がこれだけ地籍調査にこだわっているよというのをいろんな広報なんかでもアピールするものですから、住民の理解というのが非常に進んできておりまして、例

えばこの前、人口4,300人程度のエリアで地籍調査を実施いたしましたところ、立会い率99.6%まで来ました。地権者数が2,761人、立会いしなかった人が12人だけということで、8,000筆あったのですが、非常に高い立会い率が実現しました。

この理由は、先ほど申し上げている増員したスタッフがものすごく頑張ってくれていて、例えば積極的に説明会を開催して、地籍調査の意味合いを一生懸命アピールしております。相続登記などの関係で土地所有者も大変関心の高い分野なのですが、なぜこれをやらなければいけないかということ腹に落としてもらうということですね。そして、私どもは、そのスタッフの中に法務局OBをお迎えしております、この方々が専門的なアイデアを出していただくことで、この方々にいわば知識の底上げを図っていただいている。そして、チームを組んで、そのチームが積極的に関与しているということでございます。

したがって、私たち津市の場合は、このようにうまく進んでおりますが、最後に1点、これは事務局から次回以降、ぜひ御報告をお願いしたいのが、先ほど藤巻慎一委員がおっしゃった予算の点なんですね。御案内のとおり、地籍調査というのは国2分の1、県4分の1、市4分の1ですが、地方には特別交付税措置がありますので、基本的にはどんどん進んでいいはずの財政スキームを持っているのです。ただ、地籍整備全体の予算が足りているかどうか。それが先ほど申し上げているような、私どものように人員も、それから受けるほうの予算も十分に準備しているところで、国費がないと、これは三重県の場合はそういうことはないのですが、時に県費がつかない、県が4分の1を出し渋って、市のところに来ないというようなこともあるやに聞きます。そういう場合に、予算上の制約でできないということがあります。

したがって、予算の充実を図るといことはぜひとも必要でありますし、財務省や国会議員向けのメッセージにもなると思いますので、これは当委員会で一つテーマとして掲げ、そしてメッセージを出していくことが求められる分野かなとも思っておりますので、御検討願えればと思います。以上でございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

以上で委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。本当に多様な視点から貴重な御意見、または現場での声というのをお聞かせいただきまして大変ありがとうございます。

事務局から何かコメントはございますか。

【實井地籍整備課長】 地籍整備課、實井でございます。

本日は委員の皆様、お忙しい中、御参加いただき、また貴重な御意見ありがとうございます。様々な御指摘、御提案等がございましたけれども、これらを踏まえながら、次回以降の資料を整えてまいりたいと思っておりますし、次回以降発表していただく委員の皆様方のお話もありましたけれども、お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、御協力いただき、誠に感謝をしております。また、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からいただきました御意見に関しましては、事務局で整理しまして、また論点として、どのように検討していくかというところを提示いただければと思っております。

それでは、議事は以上になりますが、全体を通しまして何か御意見等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、以上で本日の議論を終了させていただきたいと思えます。

では、進行を事務局にお返しします。

【橘国土調査企画官】 委員長、ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程等につきまして御連絡いたします。

次回は12月18日月曜日、16時から18時での開催を予定しております。よろしくお願いいたします。詳細が決まりましたら、追って事務局から御連絡いたします。

次回の議題でございますが、地籍調査の実施主体である市町村、川口市様から実情の課題について御説明をいただく機会を設けたいと考えております。あわせて、MMS等の新技術を活用した地籍調査の現状について、民間事業者から御説明をいただきたいと考えております。具体的な議題が決まりましたら、改めて事務局から御連絡いたします。

以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会、国土調査のあり方に関する検討小委員会第16回を閉会させていただきます。

本日はマイクトラブル等がございまして、お聞き苦しいところもございましたけれども、闊達な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。